

盛岡市立太田小学校いじめ防止基本方針（改訂版）

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで見守ることが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうしたなか、本校は、学校教育目標に掲げる「健康で豊かな心を持ち、意欲的に学び、ねばり強い実践で自分を高める子ども」の育成のもと、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する問題意識と感性を高め、組織的にいじめを未然に防止するとともに、いじめが発生した場合には早期発見及び早期対応に取り組むこととする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条より引用】

3 いじめについての基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識のもと、日頃から注意を払い、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、迅速かつ組織的に対応するものとする

また、いじめの早期解決のため、当該児童の安全を一番に考え、必要な場合には学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- (7) いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」

状態とは、少なくとも次の3つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめが止んだ状態から、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童本人が心身の苦痛を感じていないこと。
- ③ 保護者も心身の苦痛を感じていないこと。
- * 1 いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると診断される場合は、この目安に関わらず学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。
- * 2 被害児童本人及び、その保護者に対して、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察する。

Ⅱ いじめを未然に防止するための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学校風土づくりを通して、いじめを未然に防止する。そのために、以下のことに取り組む。

1 教職員による指導について

(1) 学級経営の充実

学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安全・安心な学校生活を保障するとともに、児童が互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできるように取り組む。

また、自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

(2) 分かる授業の工夫・改善

学級経営の基本は、よい授業づくりである。全ての教師が「分かる・できる授業」づくりに努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感が得られるよう工夫・改善する。

(3) 道徳教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心が通い合う人間関係を構築するため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、道徳の授業を公開し、保護者や地域の人々の理解を得るとともに、いじめが起こりにくい地域環境を形成する。

(4) 相談体制の整備

「学校生活アンケート」を定期的実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、一人一人の児童の思いを汲み取り、心を寄せる教育相談を実施する。

2 児童に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。

- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいか考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポートを通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの能力を高める。

3 いじめの防止等のための組織

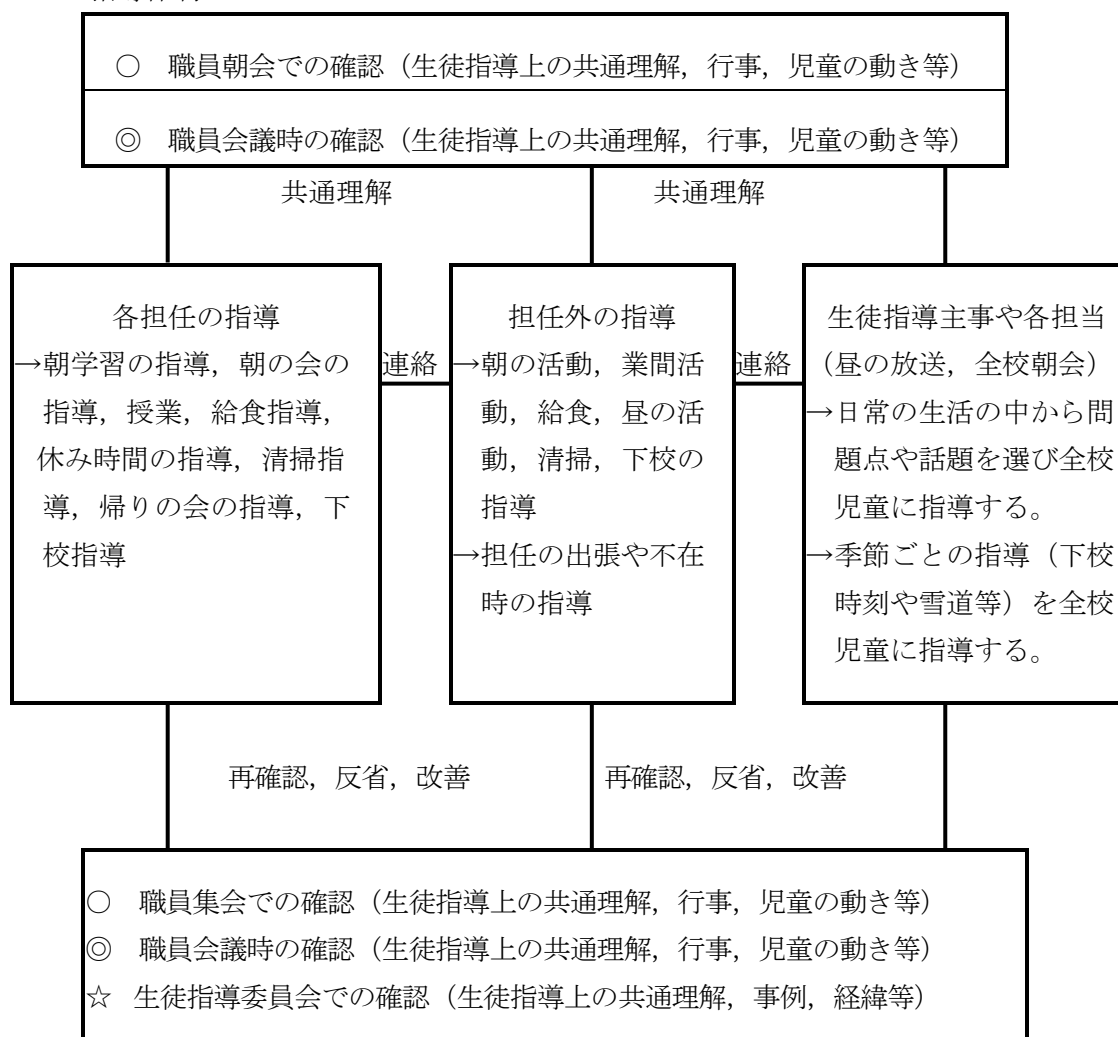
本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

(1) 学校内の組織（組織図は次ページ）

生徒指導上の諸問題を解決するため、校長、副校長、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、該当学級担任で構成し、日常的に情報の共有と共通理解を図り、今後の指導方針と役割分担を検討する。

また、必要に応じて全職員に周知し、全職員の協力を得ながら課題を解決する

<指導体制>



- ・ 保護者向け文書の内容確認（保護者，地域の方との対応のため）
- ・ 学級通信等の内容確認（保護者，地域の方との対応のため）
- ・ 学級の指導方針の共通確認（保護者，地域の方との対応のため）

盛岡市教育委員会への報告

- ・ 「長期欠席児童生徒・いじめに係わる報告について」
→所定の様式に従い，月はじめに報告。（欠席月間7日以上）
（いじめについては「状況報告」「いじめ個票」を作成）

(2) 家庭や地域，関係機関と連携した組織（拡大生徒指導委員会）

緊急かつ重大事態が発生した場合は，校内のいじめ対策委員会のメンバーに加え，PTA会長，教育振興運動会長，関係機関による支援体制を構築し，対処する。

4 児童の主体的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取り組み。（「なかよし学校」）
- (2) いじめのない明るい学校づくりをめざした各学級及び各委員会活動の充実。

5 家庭及び地域との連携

- (1) 学校の基本的な考え方を学校通信に掲載し，広報活動に努める。
- (2) PTA等の各種会議で，いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて，学級通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において，保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

6 教職員研修の実施

児童理解やいじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し，いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう，日頃から教職員と児童が信

頼関係を築くように心掛ける。

- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、課外活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配り、些細な変化に気づくよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報共有をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いた時は、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート（学校生活アンケート）及び教育相談（悩み相談週間）の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を行う。

- (1) 児童を対象とした学校生活アンケート調査 年4回（6月、9月、11月、2月）
- (2) 悩み相談週間における児童からの聞き取り調査 年4回（6月、9月、11月、2月）
- (3) 保護者を対象とした教育相談 年2回（7月、11月）及び随時

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- 日常のいじめ相談（児童および保護者）・生徒指導主事を中心に全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・スクールカウンセラー，生徒指導主事，養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または盛岡東警察署

※ その他の関係機関

- 市の相談窓口（市教育研究所）・・・・・・・・・・019-639-9049
- 県の相談窓口（24時間いじめ相談電話）・・・・・・・・019-623-7830
- 国の相談窓口（子どもの人権110番）・・・・・・・・0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。

- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときには、速やかに「生徒指導委員会」を開催し、校長以下全ての職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実を確認する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えるようにする。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度が行き渡るようにする。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

5 ネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「生徒指導委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会

- と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに盛岡東警察署に通報し、適切な援助を求める。
 - (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等家庭での利用が大部分であることから、家庭への協力を求める。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに盛岡市教育委員会に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■ 学校が主体となる場合

盛岡市教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「生徒指導委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を盛岡市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

※ 関係者の個人情報に配慮する。

- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「生徒指導委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■ 盛岡市市教育委員会が調査の主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自主の取り組みを評価する。

- いじめを未然に防止する取り組みに関すること。
- いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること。

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に係わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。